

**定期健康診断の受診は、法律で定められています。**

**全ての学生が必ず受診してください。**

定期健康診断は学校保健安全法に基づいて実施しています。

**学校保健安全法第 13 条第 1 項**

学校においては毎学年定期に、児童・生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

学校で受診しない場合は、直ちに実施可能な医療機関において受診し、診断書を医務室に提出してください。費用は自己負担となります。概ね 5,000 円程度かかります。

**胸部 X 線(レントゲン)検査について**

胸部X線検査は、平成 17 年より学校保健安全法施行規則の改正に伴い、新入生(学部・大学院)以外は必須検査ではなくなりました。しかし本学では、感染予防の観点から従来どおり全学生に胸部 X 線検査を実施することを基本としますが、希望されない方は省略できますので、当日受付にてお申し出下さい。

**健康診断結果の通知について**

\*概ね 1 ヶ月後に掲示板にて結果配布日程をお知らせします。必ず取りに来て下さい。

**\*結果を受け取らない学生は自動発行機で証明書を出力できません。**

**また、課外活動及び学校行事（大学祭等）に参加することができません。**

必要に応じ保護者あるいは届出保証人に通知する必要があることを予めお知らせします。

この件について異議のある場合には本通知後 2 週間以内に学生課医務係に申し出て下さい。

**重 要**

服装は、



← 左図のように柄やボタンのない

半袖又は長袖の T シャツを着用・持参してください。

髪の毛の長い学生は、ゴム等で結んで受診してください。

**短時間に多くの学生が受診します。**

**着替え易い服装できてください。**